

議案第73号

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年11月27日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

障害年金1級を受給していることが要件となっており、精神障害者保健福祉手帳による認定のみでは対象とされていなかった精神障害者に対する医療福祉費支給制度について、精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち障害の状態が1級の者も、身体障害者及び知的障害者と同様に医療福祉費の支給の対象とするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

取手市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからカまで (略)</p> <p><u>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者にあつては、次に掲げる者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。</p> <p>アからカまで (略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。